書 面 掲 示 事 項 内 容

＊　沓掛訪問看護ステーション運営規定（介護）

＊　沓掛訪問看護ステーション運営規定（医療）

＊　沓掛訪問看護ステーション重要事項説明書

＊　訪問看護医療連携加算に係る掲示

沓掛訪問看護ステーション運営規程（介護）

（事業の目的）

第１条　　医療法人清水会が開設する沓掛訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従事者（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた高齢者等に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第２条　　１．在宅療養のコーディネーターとして在宅医療の発展に貢献し、利用者、家族、関連各所全てに信頼される看護を提供する。

２．インホームドコンセントに基づいて看護を行い、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

３．指定介護予防訪問看護の提供に当って、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は、向上を目指すものとする。

４．指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

５．事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービス機関や市町村等の行政機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　沓掛訪問看護ステーション

（２）所在地　豊明市沓掛町山新田 50 番地１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　　ステーションに勤務する職員、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　看護師１名

管理者はステーションの従事者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に自らも指定訪問看護の提供に当る。

（２）　看護職員等

看護師 2.5 名以上（常勤換算）

理学療法士等１名以上

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当る。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員と理学療法士等が連携して作成する。

（営業日及び営業時間）

第５条　　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から土曜日までとする　（但し、次の休業日を除く。）

日曜日・12 月 30 日から 1 月 3 日まで

5 月 3 日から 5 月 5 日まで

（２）営業時間　　8：30 から 17：00 までとする。

（３）電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（４）緊急時訪問看護が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第６条　　指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

（１）　病状・障害の観察

（２）　清拭・洗髪等による清潔の保持

（３）　食事及び排泄等日常生活の世話

（４）　褥創の予防・処置

（５）　リハビリテーション

（６）　ターミナルケア

（７）　認知症患者等の看護

（８）　療養生活や介護方法の指導

（９）　カテーテル等の管理

（１０）その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第７条　　1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2. 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。

（１）通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1km 増すごとに　100 円追加

3. 前項及びその他日常生活上必要なもの、保険外サービスで自費の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に説明した上で支払いに同意を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第８条　看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は豊明市、名古屋市緑区、天白区、日進市、刈谷市、大府市、東郷町、みよし市の区域とする。

（苦情処理）

第１０条 利用者や関連機関等よりの苦情や注意を受けた場合は速やかに管理者に報告し、管理者はその当事者より事情説明を受け迅速に対応することとする。

（虐待防止に関する事項）

第１１条　　１．事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるも

のとする。

（１） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

（２） 虐待の防止のための指針を整備する。

（３） 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施する。

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第１２条　１．事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

２．事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとする。

（感染症の予防及びまん延の防止に関する事項）

第１３条　１．事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１） 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

（２） 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３） 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する。

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等に関する事項）

第１４条　１．事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（１）業務継続計画の策定について、定期的に見直しをする。

（２）看護師等に対し、業務継続計画について周知徹底を図る。

（３）看護師等に対し、業務継続計画について定期的に研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

（その他運営についての留意事項）

第１５条　１．訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るため内外の研修の機会を設けまた業務体制を整備しなければならない。

２．看護職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３．従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇　用契約の内容に含むものとする。

４．この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人清水会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

沓掛訪問看護ステーション運営規程（医療）

（事業の目的）

第１条　　医療法人清水会が開設する沓掛訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従事者（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた高齢者等に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第２条　　１．在宅療養のコーディネーターとして在宅医療の発展に貢献し、利用者、家族、関連各所全てに信頼される看護を提供する。

２．インホームドコンセントに基づいて看護を行い、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

３．指定介護予防訪問看護の提供に当って、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は、向上を目指すものとする。

4．事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービス機関や市町村等の行政機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　沓掛訪問看護ステーション

（２）所在地　豊明市沓掛町山新田 50 番地１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　　ステーションに勤務する職員、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　看護師１名

管理者はステーションの従事者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に自らも指定訪問看護の提供に当る。

（２）　看護職員等

看護師 2.5 名以上（常勤換算）

理学療法士等１名以上

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当る。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員と理学療法士等が連携して作成する。

（営業日及び営業時間）

第5条　　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日　　月曜日から土曜日までとする　（但し、次の休業日を除く。）
日曜日・12 月 30 日から 1 月 3 日まで
5 月 3 日から 5 月 5 日まで
（2）営業時間　　8：30 から 17：00 までとする。
（3）電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。
（4）緊急時訪問看護が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）
第６条　　指定訪問看護の内容は次のとおりとする。
（1）　病状・障害の観察
（2）　清拭・洗髪等による清潔の保持
（3）　食事及び排泄等日常生活の世話
（4）　褥創の予防・処置
（5）　リハビリテーション
（6）　ターミナルケア
（7）　認知症患者等の看護
（8）　療養生活や介護方法の指導
（9）　カテーテル等の管理
（１０）　その他医師の指示による医療処置

（利用料等）
第７条　　１．指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
２．前項及びその他日常生活上必要なもの、保険外サービスで自費の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に説明した上で支払いに同意を受けることとする。

（緊急時における対応方法）
第８条　看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は豊明市、名古屋市緑区、天白区、日進市、刈谷市、大府市、東郷町、みよし市の区域とする。

（苦情処理）
第１０条 利用者や関連機関等よりの苦情や注意を受けた場合は速やかに管理者に報告し、管理者はその当事者より事情説明を受け迅速に対応することとする。

（虐待防止に関する事項）
第１１条　　１．事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
（2）　虐待の防止のための指針を整備する。

（３） 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当を置く。
２．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）
第１２条　１．事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。
２．事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとする。

（感染症の予防及びまん延の防止に関する事項）
第１３条　１．事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１） 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
（２） 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３） 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する。
（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等に関する事項）
第１４条　１．事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、計画に従い必要な措置を講じるものとする。
（１）業務継続計画の策定について、定期的に見直しをする。
（２）看護師等に対し、業務継続計画について周知徹底を図る。
（３）看護師等に対し、業務継続計画について定期的に研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

（その他運営についての留意事項）
第１５条　１．訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るため内外の研修の機会を設けまた業務体制を整備しなければならない。
２．看護職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３．従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇　用契約の内容に含むものとする。
４．この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人清水会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

沓 掛 訪 問 看 護 ステーション　重 要 事 項 説 明 書

1　事業所の概要

（1）事業所の名称等

事業所名　　医療法人　清水会　　沓掛訪問看護ステーション
開設年月日　1998 年 12 月 14 日
所在地　　〒470-1101　愛知県豊明市沓掛町山新田 50 番地 1
　　グリーンヒルズケア相生内
電話番号　（０５６２）９５－３８７１
ＦＡＸ　　（０５６２）９１－１７８６
指定番号　２３６４８９００１８

（2）目的と運営方針

＊目的

事業所の看護師その他の従業者が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師がその必要を認めた方に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

＊運営方針

事業所の看護師等は利用者の心身の特性を踏まえた上で、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。又、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（3）職員体制　（2025 年 10 月 1 日現在）

	資　格	常　勤	職務内容	実人員
管理者	看護師	1 名	職員管理業務等 訪問看護サービスの提供	1.0
看護職員	看護師	3 名	サービス利用の受付	3.0
リハビリ職員	理学療法士	2 名	訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供	3.5
	作業療法士	2 名		

（4）　営業日及び営業時間

営業日　：　月曜日～土曜日　8：30～17：00
休業日　：　日曜日・年末年始・ゴールデンウイーク

※緊急時訪問看護加算・24 時間対応体制加算の契約利用者に対しては
24 時間体制にて電話でのご相談および緊急訪問をいたします。

2　訪問看護の提供方法と内容

（1）提供方法

看護師等が利用者のご自宅に訪問して、主治医の指示に基づき、次項のサービスを提供いたします。

（2）サービス内容

1　病状・状態の観察
2　清拭・洗髪等による清潔の保持
3　食事・排泄・服薬等日常生活の支援
4　褥瘡予防及び処置
5　リハビリテーション
6　ターミナル（終末期）ケア
7　認知症患者の看護
8　療養生活や介護方法の相談及び指導
9　カテーテル等の管理
10　その他、医師の指示による医療処置

（3）リハビリテーションサービスと看護師の連携

リハビリテーションサービスのみを希望の方にも看護師の定期的な訪問を実施いたします。

3　苦情の受付

＜当事業所に対する苦情やご相談＞

◇沓掛訪問看護ステーション　管理者　鬼頭　博美　（0562）95-3871

＜行政機関　その他苦情受付機関＞

◇豊明市役所	長寿課	（0562）92-1261
◇名古屋市緑区役所	介護保険担当課	（052）625-3964
◇名古屋市天白区役所	介護保険担当課	（052）807-3897
◇刈谷市役所	長寿課	（0566）62-1013
◇東郷町役場	福祉部長寿介護課	（0561）38-3111
◇日進市役所	高齢福祉課	（0561）73-1497
◇大府市役所	福祉課	（0562）45-6289
◇愛知県国民健康保険団体連合会		（052）971-4165

4　緊急時の対応について

営業日及び営業時間外においても、電話または必要に応じて訪問をいたします。

（※営業時間外の対応は、緊急時訪問看護加算又は 24 時間対応体制加算の契約が必要となります。）

訪問看護実施中等に利用者の急変、その他の緊急事態が生じた時には必要に応じて手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

5　利用料金のお支払いについて

・請求・・・・利用月の翌月 10 日頃に請求書を手渡し又は送付。

・支払い・・・利用月の翌月 27 日に利用者様指定口座からの自動引き落とし

（※ 銀行休業日は翌営業日）

・支払い確認後、領収証をお渡しいたします。なお領収証の再発行は原則いたしませんので大切に保管をお願いいたします。

・お振込みや現金払いをご希望の方はご相談ください。

6　秘密の保持と個人情報の保護について

（1）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後に置いても継続します。

④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

（2）個人情報保護について

①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません

②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電子的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じたその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

7　訪問実施地域

通常の事業の実施地域は、豊明市・名古屋市緑区・天白区・刈谷市・東郷町
みよし市・日進市・大府市の区域と致します
（通常の実施地域を越える場合は別途料金が必要）

虐待防止について

事業者は、利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

9　身体拘束等の原則禁止

事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急等やむを得ない場合を除き、身体行動を制限する行為を行いません。

10　ハラスメント対策について

　サービス利用契約中に、利用者又は家族が身体的・精神的な暴言・暴力・ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。

（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言・叫ぶ又は大声を出す・誹謗中傷・長時間に及ぶ拘束　等）

11　業務継続計画の策定等

　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施致します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12　非常災害時の対応

　地震・風雪水害などの自然災害発生、又は警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業所から連絡致します。

13 その他

＊ペットについて

　訪問看護サービス利用時は、ペットをリードでつなぐ、ケージに入れるなどサービス提供に支障がでないようご協力願います。ペットが備品等の破損や訪問看護職員へ危害を加えた場合はその損害を賠償していただく場合があります。

＊虐待防止のための指針・感染症及びまん延の防止の指針の各概要については、利用者の要望があれば閲覧することができます。

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示事項

当訪問看護ステーションでは、在宅での療養を行っているご利用者様の診情情報等について連携機関（他の保健医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者等）とＩＣＴを用いて共有し、常に確認できる体制をとっています。

訪問看護医療情報連携加算　　１，０００円／ 月

【施設基準】

1　ご利用者様の診療情報等について連携機関とＩＣＴを用いて共有し、常に確認できる体制を有している。

2　記録されたご利用者様の診療情報等が連携機関（以下「参加者」という）間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されている。

3　診療情報等の共有はご利用者様が同意した参加者のみで行われる。

4　参加者の範囲が随時設定可能である。

5　参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、ご利用者様ごとに時系列で速やかに表示されるＩＣＴを用いている。

【主な連携機関】　※順不同

- みどり訪問クリニック
- 第一なるみ病院訪問診療
- あやめ在宅クリニック
- 徳重はりがや循環器科
- くるみ調剤薬局みどり区役所前店
- さんあい薬局二村台店
- 豊明苑居宅介護支援事業所
- 介護支援もみの木

医療法人清水会　沓掛訪問看護ステーション